

ア. ～ク. (現行)	ISO50001(2011) 「エネルギーマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引き」	ア. ～ク. (改正案)
<p>P ア. 事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。</p>	<p style="text-align: center;">P 計画</p> <p>(1) トップマネジメントの責務</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー方針の設定 管理責任者の任命及びエネルギーマネジメントチームの設置の承認 ●EnMS及びエネルギーパフォーマンスの確立、改善に必要な資源の用意 EnMSの取り組み適用範囲、境界の特定 エネルギー目的及び目標の設定 組織として適切なエネルギーパフォーマンス指標 (EnPLs) の設定 エネルギーパフォーマンスを含む長期 (事業) 計画の策定 管理責任者に対して (2) の責任と権限を委譲 (2. 及び 3. も同様) <p>(2) 管理責任者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSの確立 エネルギーマネジメント活動に共に働く適切なレベルの責任者の指名 エネルギー方針に沿ったエネルギーマネジメント行動計画の策定 効果的なエネルギーマネジメントを促進するための責任及び権限の設定 EnMSの運用及び管理に有効な基準及び方法の設定 <p>(3) エネルギー目的及び目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー方針と整合した個別のエネルギー目的及び目標の設定 エネルギーレビューを構築するための方法論及び基準の策定、文書化 エネルギーの使用及び使用量に対するエネルギーベースラインの設定 エネルギーパフォーマンスを監視し測定するためのエネルギーパフォーマンス指標 (EnPIs) の決定 エネルギーマネジメント行動計画 (責任の明示、個別目標の達成手段・日程、エネルギーパフォーマンス改善方法、検証方法) (以下「行動計画」という。) の策定 	<p>ア. (管理体制の整備) 事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。</p>
<p>P イ. ア. で整備された管理体制には責任者 (特定事業者及び特定連鎖化事業者) については「エネルギー管理統括者」を配置すること。</p>	<p>(2) 管理責任者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSの確立 エネルギーマネジメント活動に共に働く適切なレベルの責任者の指名 エネルギー方針に沿ったエネルギーマネジメント行動計画の策定 効果的なエネルギーマネジメントを促進するための責任及び権限の設定 EnMSの運用及び管理に有効な基準及び方法の設定 	<p>イ. (責任者等の配置等) ア. で整備された管理体制には責任者 (特定事業者及び特定連鎖化事業者) については「エネルギー管理統括者」、責任者を補佐する者 (特定事業者及び特定連鎖化事業者) については「エネルギー管理企画推進者」。<u>以下同じ。</u>及び現場実務を管理する者 (特定事業者及び特定連鎖化事業者) については「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」。<u>以下同じ。</u>を配置し、<u>以下の役割分担※に基づいてそれぞれの者がエネルギーの使用の合理化に関する責務を果たすこと。</u></p> <p>※「役割分担」は省略</p>
<p>P ウ. 事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針 (以下「取組方針」という。) を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。</p>	<p style="text-align: center;">D 実行</p> <p>(1) トップマネジメントの責務</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー方針の実施 EnMS及びエネルギーパフォーマンスの実施 組織内にエネルギーマネジメントの重要性の周知 定期的な結果の報告 <p>(2) 管理責任者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSの実施 トップマネジメントへのエネルギーパフォーマンス及びEnMSのパフォーマンスの報告 組織内全階層へのエネルギー方針及び目的の浸透 <p>(3) エネルギー計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー計画のプロセスの実施及び文書化 行動計画の実施 ●適切な教育、教育訓練及び経験等に基づく一定の力量の確保 エネルギーパフォーマンス及びEnMSに関するコミュニケーションの実施 エネルギー方針、目的、目標及び行動計画に整合して定めた著しいエネルギーの使用に関する運用基準に従った設備等の運用、保守管理 エネルギーパフォーマンスに著しい影響を与える設備等の新設、改造及び改修の設計にエネルギーパフォーマンス改善及び運用管理を考慮 設備等の調達にエネルギー使用量や効率等の評価基準を設定し、評価結果をエネルギー購買仕様に反映 	<p>ウ. (取組方針の策定) 事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針 (以下「取組方針」という。) を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、<u>当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。</u></p>
<p>C&A エ. 事業者は、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。</p>	<p>(3) エネルギー計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー計画のプロセスの実施及び文書化 行動計画の実施 ●適切な教育、教育訓練及び経験等に基づく一定の力量の確保 エネルギーパフォーマンス及びEnMSに関するコミュニケーションの実施 エネルギー方針、目的、目標及び行動計画に整合して定めた著しいエネルギーの使用に関する運用基準に従った設備等の運用、保守管理 エネルギーパフォーマンスに著しい影響を与える設備等の新設、改造及び改修の設計にエネルギーパフォーマンス改善及び運用管理を考慮 設備等の調達にエネルギー使用量や効率等の評価基準を設定し、評価結果をエネルギー購買仕様に反映 	<p>エ. (資金・人材の確保) 事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。</p>
<p>C&A オ. 取組方針及び遵守状況の評価方法については、定期的に精査を行い必要に応じて変更すること。</p>	<p>(3) エネルギー計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー計画のプロセスの実施及び文書化 行動計画の実施 ●適切な教育、教育訓練及び経験等に基づく一定の力量の確保 エネルギーパフォーマンス及びEnMSに関するコミュニケーションの実施 エネルギー方針、目的、目標及び行動計画に整合して定めた著しいエネルギーの使用に関する運用基準に従った設備等の運用、保守管理 エネルギーパフォーマンスに著しい影響を与える設備等の新設、改造及び改修の設計にエネルギーパフォーマンス改善及び運用管理を考慮 設備等の調達にエネルギー使用量や効率等の評価基準を設定し、評価結果をエネルギー購買仕様に反映 	<p>オ. (従業員への周知・教育) 事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。</p>
<p>P カ. エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。</p>	<p style="text-align: center;">C&A 点検・処置</p> <p>(1) トップマネジメントの責務</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー方針の維持 ●EnMS及びエネルギーパフォーマンスの維持 ●EnMSが適切であり、妥当であり、有効であることを定期的にレビュー <p>(2) 管理責任者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSを維持し、継続的に改善 (3) エネルギーレビュー等 エネルギーレビューを構築し、維持 EnPIsの定期的レビュー エネルギー目的及び目標の維持 行動計画の個別目標達成の結果等の検証 エネルギーパフォーマンスを決定する著しいエネルギーの使用、EnPIs、行動計画の有効性等の定期的な監視、測定、分析及び結果の記録 測定機器の適正な測定精度の確保 エネルギーパフォーマンスの著しい逸脱の調査 <p>(4) 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSが、エネルギーマネジメントのための取り決め事項に適合し、エネルギー目的及び目標に適合し、エネルギーパフォーマンスが改善していることについて内部監査 監査結果はトップマネジメントに報告 不適合をレビューし、原因を特定し、必要な処置かを評価 是正処置及び予防処置の有効性をレビュー 必要な変更は全てEnMSに反映 <p>(5) マネジメントレビューからのアウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーパフォーマンスの変更、エネルギー方針の変更、EnMSの変更及び資源の配分の変更等 適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にある文書管理 	<p>カ. (取組方針の遵守状況の確認等) 事業者は、<u>客観性を高めるために監査手法 (or 内部監査等) の活用を検討しつつ、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。</u></p>
<p>D キ. 事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。</p>	<p>(4) 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSが、エネルギーマネジメントのための取り決め事項に適合し、エネルギー目的及び目標に適合し、エネルギーパフォーマンスが改善していることについて内部監査 監査結果はトップマネジメントに報告 不適合をレビューし、原因を特定し、必要な処置かを評価 是正処置及び予防処置の有効性をレビュー 必要な変更は全てEnMSに反映 <p>(5) マネジメントレビューからのアウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーパフォーマンスの変更、エネルギー方針の変更、EnMSの変更及び資源の配分の変更等 適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にある文書管理 	<p>キ. (取組方針の精査等) 事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法については、定期的に精査を行い必要に応じて変更すること。</p>
<p>ク. 事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア. の管理体制、ウ. の取組方針及びエ. の遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。</p>	<p style="text-align: center;">文書化・文書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> EnMSの適用範囲及び境界、エネルギー方針、エネルギー目的、目標及び行動計画、この規格が要求する記録、組織が定めたその他の文書 適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にある文書管理 	<p>ク. (文書管理による状況把握) 事業者は、ア. 管理体制の整備、イ. 責任者等の配置等、ウ. 取組方針の策定、カ. 取組方針の遵守状況の確認等及びキ. 取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。</p>